

預かり保育（年間保育・一時預かり保育）について

①預かり保育（年間利用）

保護者の方が働いていたり、やむを得ない事情（出産・病気等）により、保育に欠ける在園児を、幼稚園の教育時間の前後や長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）に保育を行うものになります。

・ 預かり保育実施日；月曜日～金曜日

※但し、土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、お盆休み、年末年始（12月29日～1月3日）、幼稚園行事による代休には実施しません。

・ 預かり時間

7時30分～18時30分（幼稚園教育時間を除く）

※長期休業期間（夏・冬・春休み）は、7時30分～18時30分となります。

②一時預かり保育（特別保育）

急用などご家庭の都合等で預かり保育をご希望の方を対象に、幼稚園開園日のみ時間単位で行うものになります。

・ 預かり時間；8時～18時（幼稚園教育時間を除く）

※感染症流行や自然災害等、やむを得ない事由による園閉鎖・休園等により、預かり保育を休止する場合があります。